

第五十四号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年一月十八日提出

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

(徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」の下に「、義務教育学校、中等教育学校の前期課程」を加える。

(徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正)

第二条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「中学校の生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、

この条例案を提出する理由である。